平成２２年（フ）第７４８号
新潟市中央区長潟２丁目12番２号　コーポひまわり103号
債務者　山崎　正衛
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４９号
新潟市中央区長潟２丁目12番２号　コーポひまわり103号
債務者　山崎　静子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０号
新潟市中央区南笹口１丁目１番13号　笹出マンション505号
債務者　渡邉　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７号
新潟市西区鳥原198番地の２
債務者　白井香奈子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
新潟県佐渡市真光寺274番地３
債務者　田端　雅昭
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第２号
新潟県佐渡市両津湊323番地１
債務者　藤井　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第３５号
静岡県沼津市新宿町19番地の26
債務者　國里　圭一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５２号
堺市中区土塔町2377番地105、前住所堺市西区平岡町28番地５
債務者　西　差代子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４号
北海道檜山郡厚沢部町新町181番地の１
債務者　澤口　律子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第７７３号
盛岡市北山２丁目５番７号　杉澤貸家４棟、旧住所盛岡市天神町３番14―103号
債務者　重野　義弘
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７４号
盛岡市北山２丁目５番７号　杉澤貸家４棟、旧住所盛岡市天神町３番14―103号
債務者　勝山富美子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７９４号
岩手県奥州市江刺区愛宕字前中野100番地23、申立時の住所盛岡市砂子沢第６地割43番地
債務者　小笠原宏記
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３９号
静岡県掛川市南２丁目３番19号　南ハイツ205号
債務者　橋本　一義
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４号
石川県羽咋郡志賀町高浜町オの165番地
債務者　石田みつ子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前11時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第５号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの30番地１
債務者　白尾　信貴
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前11時45分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１２７号
東京都八王子市東浅川町537番地10カーム・ハウス103号
債務者　安藤　　清
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部